

第五章  
近世の出石



近世出石の歴史はそのまが出石藩史といってよいほど、藩政と深くかかわってきた。町域全部が一貫して出石藩領域にあり出石はその城下町であったからである。そこで本章では、まず藩政の展開を述べ、それから継起する住民生活上の諸問題を取り上げ、それを生産・流通の側面ともからめてみていく。そして近世における地域の特性を浮かび上がらせようと努めた。

出石藩の貢租は初期から重かった。収穫高の六割が本途物成、これに夫米・口米・小物成が加わるから、実に七割が貢租、三割が農民取り分という厳しさであった。その取り立てがまた厳しい。減収によって貢租が納めきれない年には、延べ米といって三か年賦・五か年賦など納期を延長してまでも完納を迫った。なかには出石の町に奉公に出掛け、侍屋敷への労役提供をもって貢租にかえる者もあった。

この苦難は米どころと期待されていた下郷に集中して現れる。このため近世前期における下郷農民層の浮沈は大きい。一七世紀初頭までに、中世土豪ないしは名主の系譜を引く者はことごとくが、といつてよいほど没落し、代わって寄生地主的経営に転換し得た新興地主が、村役人層として興隆してくる。

一七世紀初頭までに寄生地主的経営が広範に展開できたのは、早くに小作料が高水準に定着したからである。契約小作料は表作予想収穫高の全部であった。小作人の作得はわずかに表作の屑米と裏作の麦とであった。低湿地が多い下郷にもこの原則は貫かれていた。貢租が重かったから小作料もまた高かったのである。ただし地主にはまだ救いがあった。検地帳面積より大きい余歩(隠し田)の分の収穫はまるまる地主の得分だったからである。これによって貢租と地主の得分とはほぼ半々であった。

出石藩領における農民一揆は下郷だけに二回起こる。初めは一七六八年(明和五)、典型的庄屋主導型であった。二回目は一八三〇年(文政一三)、仙石左京が行った増徴策に反抗して立つ。洪水による被害は下郷に集中的に現れ、重租の苦しみもまた他地域よりいっそう深刻であった。このため人口動態も、下郷は停滞的ないしは減少気味である。但馬全体が漸増傾向の中にあつて、特異性を示す。

◇

◇

出石の町方は、武家の暮らしを流通面から支えて生計の柱とした。藩士禄米の換金、生活必需物資・労役の供給などである。したがって村方とは異なつた恩典に恵まれる反面、規制も強く受けた。文化面で武家に触発されることも大きかった。寺子屋の数が多かったことはその一つの現れであろう。

出石焼は藩の助力を得て興隆の基礎を培う。資金の貸し付け、製品の買い上げ等がそれである。

◇

◇

仙石家は出石入部以来財政窮乏に苦しみ、断続的に上げ米を繰り返す。特にこれが深刻となつたのが文政期で、その立て直し策を巡つて重臣家に対立が起こり、ついには「仙石騒動」と呼ばれるお家騒動となつて現れる。これによつて筆頭家老仙石左京は獄門となり、仙石家の領知は半減される。

滅知後の出石藩ではなおも内紛が続く。左京路線を復活させた前守旧派の領袖酒匂清兵衛は、藩内の通報者によつて再び幕府に滅却させられる。このとき老中のお声がかかりで執政陣に加わつた堀新九郎はやがて筆頭家老となり権勢を振るう。これを嫌つた藩主久利は、西洋流砲術導入をめくつて、藩士の意見上申の道をふさいだとする多田弥太郎の上書を利用して、新九郎を切腹させ、家政直裁の道を開く。

執政陣権力後退の道を開いた弥太郎は藩内に孤立し、活路を勅王運動に求めて生野義挙に参加する。破陣後、執政陣は弥太郎を捕らえて暗殺する。内政に破乱ぶくみのまま出石藩は維新動乱期へと向かう。

## 第一節 近世前期の出石

### 1 小出家の治世

前野但馬守 因幡攻めの先行作戦として展開された織田信長麾下、羽柴秀吉の但馬平定作戦において、山

長康のこと

名氏政が守る出石城は、一五八〇年(天正八)五月一六日、秀吉の異父弟羽柴秀長によって攻

め落とされ、氏政は因幡へ敗走する。その直後の出石城には、秀長の武将が入って城を守ったようである。

翌天正九年三月九日に、一宮総持寺に対し、「夫役・諸役など惣百姓なみに相勤めて迷惑されている由もつとも存ずる。今後は屋敷方・茶園同様免除する」旨の免状を交付した木下将監昌利が、その人であったらう。この免状の末尾に、「以来秀吉様が聞こし召されお尋ねになられたならば、そのとき御理(おんことわり)申し上げなさい。そのためにこの免状を交付する」旨のことが記してあるから、木下昌利は城主ではなく、城番のような地位の人であったのではないかと思う。

一五八二年(天正一〇)六月二日には、信長が本能寺において明智光秀に殺される。諸將に先立って信長の復讐をとげた秀吉は、その後、台頭してきた反秀吉勢力をことごとく打ち倒し、天正一二年六月には大坂城

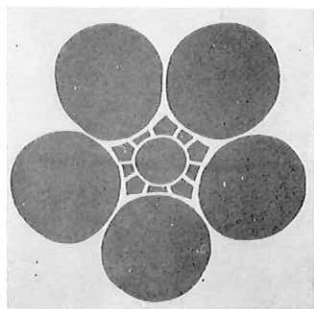


写真177 前野長康家紋

に入ってここを本拠と定める。そして姫路城には異父弟秀長をおいて、但馬・播磨二か国を支配させることにした。そのころ但馬に配置されていた大名は、竹田城に桑山修理大夫重晴、出石城に青木勘兵衛秀以、木崎きのさき(豊岡市)城に木下助兵衛尉祐久らがあった。前野将右衛門長康は播磨の三木城主であった。青木勘兵衛が出石城主に封じられた年月は明らかでないが、天正九年一〇月の因幡平定作戦完了前後ではなかったかと思われる。次いで秀吉は一五八五年(天正一三)七月、関白に任じられたのを機に、その翌日、大規模な大名の国替えを実施し、大坂を中心とした支配体制の強化を図った。このとき但馬では、出石城に前野長康、豊岡城に明

石左近則実、竹田城に赤松広通(広英)、八木城に別所孫右衛門重棟が封じられた。

前野長康は初め名を小右衛門と称し、のち将右衛門と改める。尾張国丹羽郡前野村(現愛知県江南市前野)の出身で、在地の土豪の一人であった。蜂須賀小六とは親交があり、義兄弟の盟を結んでいる。それは、小六が織田氏のためその生地海部郡蜂須賀村を追われ、一六歳のときから、母の実家である丹羽郡宮後村に身を寄せていたが、そこは前野村の隣村で

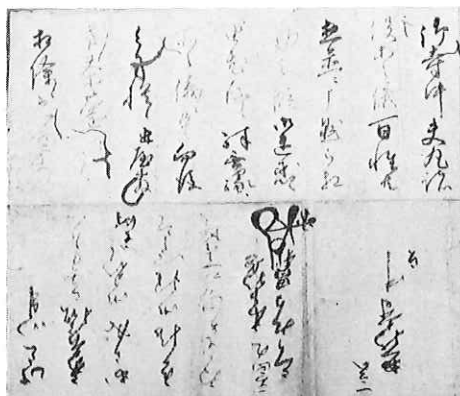


写真176 天正9年木下将監昌利書状(総持寺藏)



写真178 聚楽第跡碑(京都市)

て成し遂げた陰には、前野や蜂須賀ら、この一帯の野武士勢力の協力があつたからだといわれている。このとき前野長康は一族挙げて築城に参加した。なお同じ丹羽郡の寄木村出身の青木勘兵衛も与力衆として加わり、秀吉の家臣となつた(『江南郷土史研究会会報45・46』)。

この戦いを足がかりに、以後前野長康はしだいに頭角を表してくる。そして、ついには三木城主、次いで出石五万三千石を預かる大名となつたのである。この間、聚楽第建築に当たっては作事奉行に任じられ、後陽成天皇の聚楽第行幸の際には、その先駆を勤めるのであるが、やがてこの聚楽第の主となつた関白秀次の側近となつたことがその命運を絶つことになつた。一五九五年(文禄四)秀次は謀反の罪に問われて高野山に追われ、切腹を命じられたが、長康とその子景定も捕らえられ、自刃した。

小出吉政の 前野長康除封のあとを受けて、一五九五年(文禄四)八月に小出大和守吉政が播磨の龍野から

入部 出石に入部してきた。その朱印状の文面は次のとおりである。

但馬国内前野但馬守分五万三千貳百石

あつたという地縁が大きく関係している(墨俣町『墨俣一夜城築城資料』)。前野長康や蜂須賀小六が秀吉の家臣となつたきっかけは、一五六六年(永禄九)九月一二日の有名な墨俣一夜城の築城である。当時、藤吉郎といつていた秀吉が、信長麾下の諸将が失敗を重ねてきた墨俣築城を、一夜にし

表 49 『寛文印知集』に見る出石領村名

1664年(寛文4)

郡	村名						
出石郡A	日野辺	上野	桐野	寺坂	水石	畑	河本
	天谷	出合	三尾	出合市場	中佐々木	小谷	相田
	正法寺	平田	栗尾	佐田	久畑市場	後	中
	小坂	大河内	薬王寺	赤花	坂津	中山	藤森
	坂野	奥山	弘原上	弘原中	弘原下	鍛冶屋	長砂
	細見	荒木	福見	暮坂	鳥居	尾崎	森井
	中谷	丸谷	大谷	三木	片間	嶋	権現(福居)
	伊豆	田多地	安良	長谷沢	鉢山	香住	立石
	三宅	森尾	穴見市場	奥野	奥小野	口小野	袴狭
	宮内	坪井	水上	出石町分	弘原町分		
●倉見	●長谷	●畑山	●高竜寺	●西野々	●東里	●三原山	
●日向	●中赤花	△矢根	△太田市場	△木	△唐川	△中山	

22,733石400合 ●印村は1666年倉見小出家領となる。

△印村は1697年生野代官支配となる。

養父郡	A	赤崎	浅倉	坂本	舞狂	藪崎	米地	小城
		左近山	樽見	若杉	横行	糸原	宮本	門野
	須西	和田	朝倉	国木	◎寺谷	◎平野	◎東	谷
B	宿南	青山	三谷	下小田	浅間	上小田	網場	
	門前	養父市場	上野	上げ	広谷	伊豆	浅野	
	新津	玉見	宮垣	上山	中	夏梅	加保	
	大屋市場	大杉	笠谷	蔵垣	中間	後	山路	
	小佐	小山	米里	高柳	◎土田	◎十二所	◎上げ	
	△大藪	△大江	△岩崎	△大塚	△畑	△稲津	△上野	

11,006石665合 ◎印村は1673年土田小出家領となる。

△印村は1666年大藪小出家領となる。

大坪…1664年以後1676年までの間に生野領となる。

気多郡	A	上佐野	中郷	堀	伊福	石立	海老原	大岡寺
	B	清冷寺	伏	加陽	引野	土洩	芝	野々庄
	上石	池上	府市場	竹貫	土居	松岡	上郷	
	日置	江原	宍田	国分寺	弥布	夏栗	久斗	
	道場	山宮	名色	栗栖野	■八代中村	■山本	■水上	

9,861石303合 ■印村は1666年山本小出家領となる。

第1節 近世前期の出石

美 含 郡	A	久斗 一日市 藤	隼人 矢田 八原	上岡 由良 久斗山	畑 須柄	三川 加鹿野	大森 小原	境 中野
	B	竹野 丹生地 若松	須井 下岡 香住	相谷 土生 七日市	安木 本見塚 下浜	訓谷 丹生浦上 森	無南垣 丹生沖 余部	米地 丹生上

6,292石065合

朝来郡 B	八代	
-------	----	--

106石567合

注：Aは出石小出吉親所領村（1613～1619）。  
 Bは岸和田小出吉英所領村（"）。  
 1619年以降はA・B合わせて小出吉英所領となる。  
 Bの郡別村高 養父郡 9,046石503合  
 気多郡 8,849石055合  
 美含郡 4,602石255合

付表 小出吉英岸和田領村名(和泉国)

大 鳥 郡	草部 小代	松尾大森上 畑さかせ	別所 とか	野々井 片倉	おは寺 田中	裾尾市下田 豊田	とみくら
	はちか嶺 平井小坂東	北村南	南ふか い堀上		八田寺けな		

11,356石002合

南 郡	加守 小瀬 新 木積 神前脇浜 水間	磯上 馬場 別所 藤井 島中 三松	岸和田 津田 三とろ 治間 福田川田	野 くほ 中井 長谷 相川東原	さくさい きひ谷大川 堀 鳥羽 もり	中 貝塚 河合 せいちこ	秦 西内 かくの原 三カ山 名越
--------	-----------------------------------	----------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	--------------------------------	-----------------------	------------------------------

14,152石650合

日根 郡	くほた	白浦田	地藏堂	くほた	玉子	石才境
---------	-----	-----	-----	-----	----	-----

1,995石613合



正一三)に和泉国岸和田城主に封じられ、以後加恩されて一五九五年(文祿四)には三万石となったのである。長男吉政も一五八七年(天正一五)九月に召し出されて、和泉国南郡に六〇〇〇石を与えられ、次いで一五九四年(文祿三)六月播磨国龍野で二万一五二〇石の大名に取り立てられ、翌年、さらに加恩されて出石に封じられたのである。吉政の藩主時代に関ヶ原の戦いに遭った。このとき吉政は、父秀政とともに西軍に加わり、丹波・但馬をはじめとする山陰諸將に与みして、丹後国田辺に細川幽齋を攻めた。秀政が西軍に与みしたのは、片桐且元と並んで秀吉から秀頼



写真 179 小出吉政像 (宗鏡寺藏)

之事令扶助畢、目錄別紙有之全可領知

□也、

文祿四

八月三日⑩

小出大和守との

吉政の父小出秀政は、秀吉と同郷尾張國中村の出身で、室は秀吉の母と姉妹である。秀吉に従って戦功を挙げ、彼の天下統一後は大名に取り立てられた。すなわち一五八五年(天



写真 180 岸和田城天守 (岸和田市提供)



写真 181 龍野城埋門（龍野市提供）

の養育を託された信義からであったといわれている。一方、東軍にもよしみを通じた。すなわち吉政の弟秀家はじめ一族は東軍に属し、関東に出征したのである。このため戦後秀政・吉政も許され、旧領岸和田・出石を安堵あんたされた。

以後、岸和田と出石は本藩・支藩に似た関係で考えられ、小出氏は両方合わせて九万石と称していた。その表れが家督相続である。

一六〇四年（慶長九）に秀政が死ぬと、長男吉政が移って岸和田藩を継ぎ、出石はその嫡男大和守吉英よしかき（二説によしひさ）に継がせたのである。

このとき、吉政は岸和田領から五〇〇〇石と出石領から五〇〇〇石を割いて一万石とし、これを弟秀家に与えて分知した。秀家に

は子がなかったので、弟大隅守三尹みつまさを養子とし、和泉国陶器かわらけに陣屋

を置いた。陶器藩小出家の始まりである。さらに一六一三年（慶長一八）吉政が死んだ時も、出石藩主吉英は

出石を去って岸和田藩を継ぎ、出石は弟の信濃守吉親に与えられた。このとき、出石領から二万二四九七石

八一三合が割かれて岸和田領とされ、吉英は吉政の遺領二万七五〇四石二六五合と合わせて、五万〇〇〇二

石〇七八合（『慶長一八年小出吉英所領目録』の領主とされた。残りの出石領分二万七七一石が吉親に与えら

れた。吉親には既に慶長一五年、上野国甘楽郡内に二〇〇〇石（五か村）が与えられていたから、これと合わ

せて二万九七一石とされたのである（『丹波国園部小出家譜』）。



写真182 小出吉英像 (宗鏡寺蔵)

陶器藩・吉英・吉親の領有高がはっきりしたところで、吉政が藩主時代の出石藩領有高を吟味してみたい。前記三者の但馬内領有高を合計してみると、五万五二〇八石八一三合となる。ところが『寛政重修諸家譜』によると、吉政拝領高は六万石と記されている。この差は何に由来するのだろうか。それは、吉政が代官として支配していた秀吉直轄領、すなわち蔵入り地を加算しているためと思う。『兵庫県史』第三巻によると、慶長三年当時の但馬内蔵入り地は五〇〇〇石であったという。これは七美郡であったと推定する。『七美郡誌稿』に、「七美郡の地は天正五〜八年は宮部善祥坊、天正八〜十三年は羽柴秀長の預かり地となり、天正一三〜文禄四年は前野長康領」になったと記されている。ところが、その支配を任された給人黒野佐兵衛・中村七左衛門は、秀長時代には秀長の給人として同地を支配し、さらに七美郡が山名豊国領となった一六〇四年（慶長九）から一六二五年（寛永二）まで、中村七左衛門は村岡を中心とした一二分庄の大庄屋、黒野佐兵衛の子とみられる黒野六郎左衛門は、寛永一九〜寛文年間の間、名主役を勤めているところをみると、土着の豪農であったことが分かる。

このことから、前野長康も七美郡の地は拝領していたのではなく、預かり地として支配していたと見てよからう。その跡を小出吉政もまた預かり地として受け継ぎ、家臣長瀬某、太田某をして支配させた。預かり地とは、秀吉直轄領つまり蔵入り地のことである。そこで、この七美郡蔵入り地五〇〇〇石を吉政領有高に加



写真 183 園部城隅櫓  
(京都府園部町)

えると六万石となり、家譜と一致する。

小出吉英の 吉英が襲封した一六〇四年（慶

再封 長九ごろ、有子山上の城を廃

して、ふもとに移ったと言ひ伝えられているが、

正確な年代は分からない。城の縄張りは、最上

段に空き地を設けて稲荷社をまつり、その下の

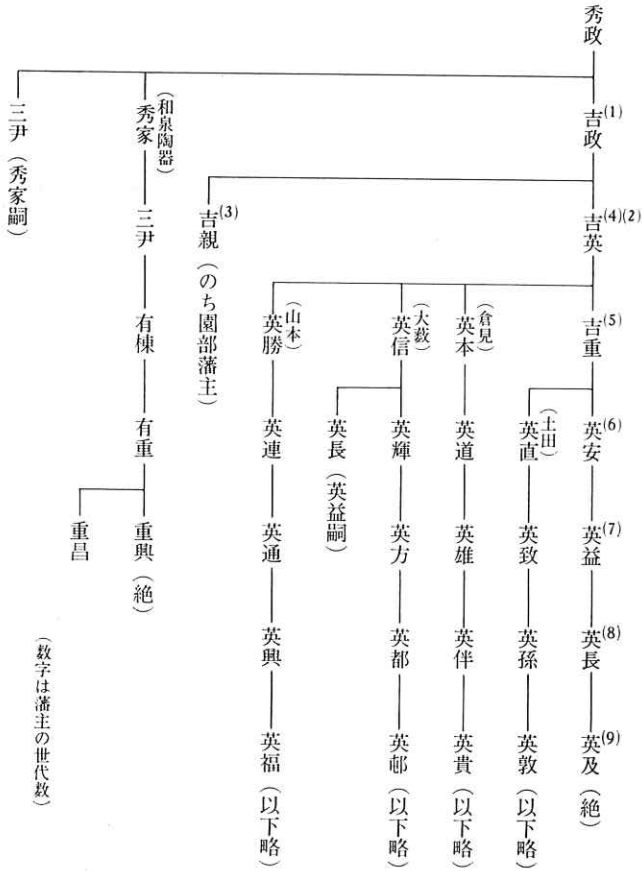
段に本丸、次いで二の丸、二の丸下の郭と山す

そ斜面に段状に郭地をつくり、ふもとの平坦部

に三の丸を設けた。現在弘道小学校・役場のあるあたりである。三の丸の周りは堀を掘って囲み、内堀とした。そのころ谷山川は、宗鏡寺町から川原町へ抜けて出石川へ至っていた。その流路と出石川を結んで中堀に利用し、その間に町家を置いた。そして町家を取り囲む形に武家屋敷・寺院を配置し、さらに各構口には外堀を設け防衛線を形造っている。一六一三年（慶長一八）、吉英が岸和田城主に転じるころには、城・町造りとも完全に整っていたことだろう。

翌年一月に大坂冬の陣が起る。それに先立ち大坂方は吉英と接触を図り、小出家の豊臣家との縁故を説いて大坂加勢をすすめた。吉英はこれを断り、冬の陣には弟の出石城主吉親と共に天王寺口に向かう。そして、居城岸和田には本多正武・松平信吉・北条氏重らが入って後備を固めた。一六一五年（元和元）大坂夏の陣には、居城岸和田にあって弟吉親及び金森可重・伊東治明らの加勢を受け、岸和田を固める（『寛政重修

表 50 小出氏略系図



(数字は藩主の世代数)

諸家譜』。この陣の後幕府は畿内大名の所領替えを断行して、大坂を中心とする畿内地方には徳川一門・譜代大名を配置するという政策をとった(『兵庫県史』第四卷)。その一環として外様大名であった小出吉英は、元和五年岸和田をあらためて旧領の出石へ戻され、吉親は丹波園部へ移されたのであった。出石へ戻った吉



写真 184 山本小出家水上代官所跡（日高町提供）

英の領地は、岸和田時代に領有していた二万二四九七石八一三合と、吉親の領地二万七七一一石を合わせた五万〇二〇八石八一三合であった。『寛文四年小出吉英所領目録』には五万石とされている。一方、吉親は丹波国園部周辺に三万〇一二石（上野国甘楽郡内二〇〇〇石を含む）を与えられて、園部藩を創設する。

再封後の吉英は、以前から親交のあった沢庵の勧めを受けて宗鏡寺を再興したり、領内の検地を実施するなど、前述の築城と合わせて出石藩政の基礎を築きあげた。それだけにその治世は長い。一六六六年（寛文六）に隠居するまでの五八年間が、出石藩主としての在世期間であった。なお沢庵との交友、検地については後に詳しく述べる。

#### 四分家の創設

吉英は一六六六年（寛文六）五月一日に隠居し、一六六八年三月九日に没した。八三歳であった。五代目を襲封したのは嫡子修理亮吉重で、年既に六〇歳であった。吉重は襲封にあたり、弟小出宮内英本に出石郡内の地二〇〇〇石、小出主殿英信に養父郡の地二〇〇〇石、小出縫殿英勝（実は保科主水正英の長男、吉英の養子）に、気多郡の地一〇〇〇石を分かち与え、自らは四万五〇〇〇石を相続した。英本は出石郡倉見村（現豊岡市）に、英信は養父郡大藪村に、英勝は気多郡山本村に、それぞれ陣屋を置いて領地を支配した。吉重は八年間藩主の座にあって、一六七三年（延宝三）一二月一二日に家督を備前守英安に譲り、翌年正月一八日に没した。英安もまた相続に当たり、弟左近英直に養父郡の地一五〇〇石を分け、

土田はんだ小出家を創設させた。ここに小出家の分家は四家となったわけである。

領内の支配

組織

英安の代ころからの文書がようやく村方に現存するようになり、領内支配組織の一端がおおまかに推測できる。その一つは知行形態である。藩士の身分は、知行取り、蔵米取り、足

軽・中間ちゅうけんの三つに大きく分けることができる。知行取りというのは、一〇〇石とか二〇〇石のように、俸禄が石高で示されている人たちである。その原型は土地を給与されることである。すなわち一〇〇石の知行取りは、村高一〇〇石の村を与えられたのである。これを地方知行制じかたという。蔵米取りとは、七〇俵五人扶持ぶちとか一〇石三人扶持というように、表示された石高の現米を俸禄として給与される武士たちである。後には知行取りも蔵米給与の形態に統一されるのであるが、出石藩小出家時代には、知行取りに対し地方知行制がしかれていた。

養父郡高柳村の場合、六〇九石二四三合の村高のうち領主直轄地五一一石六九〇合、堀将監知行地五〇石八二一合、宝性院二六石二五五合、足立作左衛門二〇石四七七合となっていた『八鹿町史』。一つの村が分割知行されているのである。三人の知行取りは外の村にも知行地が与えられていただろう。けれども、知行取りたちはその村の年貢を直接収取するのではなく、藩役人たちが直轄領と一括して収取し、その中から知行高に見合う俸禄を給与されたのであるから、実質的には蔵米取りと変わらず、名目的知行地所有であった。このため、小出家も次第に地方知行を縮少していく。すなわち、高柳村の場合、一六七九年（延宝七）に堀将監と足立作左衛門の分が、一六八八年（元禄元）には宝性院の分が領主直轄地に吸収され、年貢免状は一本になる。知行取りたちを中核にして組み立てられた藩治行政組織は、田井家「諸式覚日記」の記述からして、

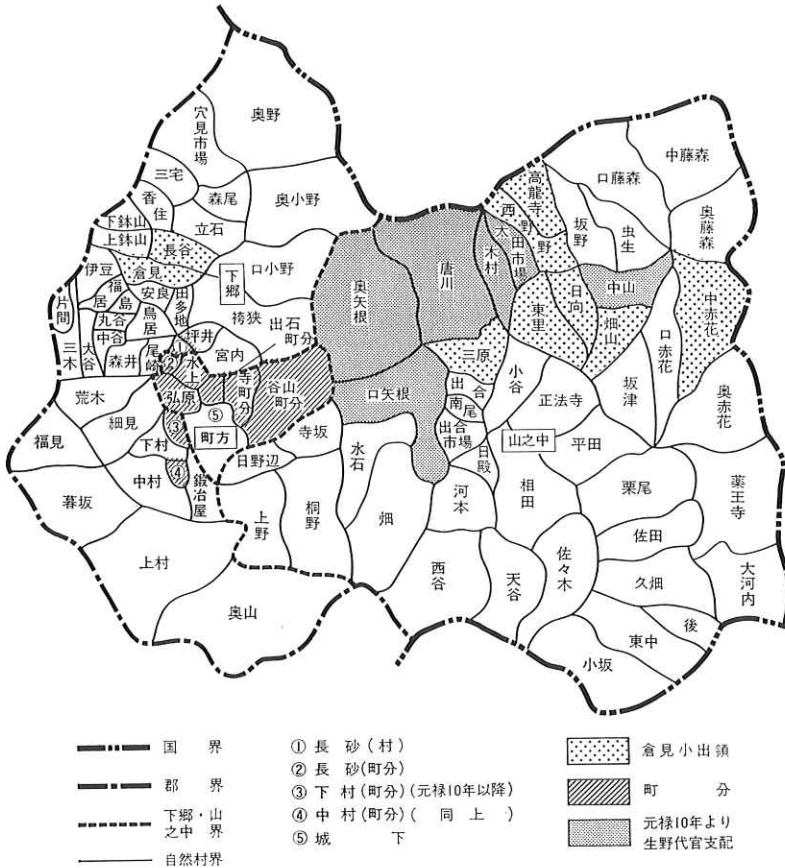
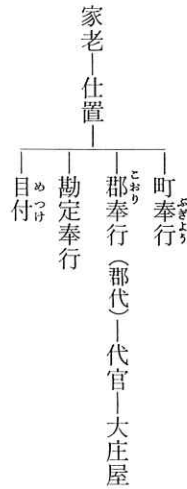


図 39 出石郡領知区分と出石藩大庄屋組区分

注: 1) 大庄屋組区分は元禄10年までの境。  
 2) 町分のうち、①長砂村、③町分下村  
 ④町分中村は元禄10年以降町分とな  
 る。それまでは下郷に属す。



おおよそ次のようであったと考えられる。



家老は三—五人で、人数の多いときは約半数が仕置役を兼ねている。仕置役はいわゆる執政であって、実質的藩政統轄者である。四—六人ぐらいだったようである。町奉行は出石の町、郡奉行は各郡担当者であり管内支配・年貢収取・裁判等に携わっている。郡代は郡奉行とは格がやや下のように見受けられるのであるが、田井家「諸色覚日記」に両者が併存して記載されているときがなく、一六七七年(延宝五)の項に、この年郡奉行として任じられたのは「出石郡 桜井七兵衛、養父郡 遠山吉左衛門、気多郡 片岡源太夫、美含郡 永谷吉左衛門」とあり、このとき初めて郡奉行の職名が表れ、しかも各郡一名ずつ割り当てられている。「伊佐新田開発一卷の日記」に、遠山吉左衛門は一六七二年(寛文二)に養父郡担当の郡代と記されている。すると、郡代と郡奉行とは呼称が違っているだけであって、職務は同じだったのではないか。代官は郡奉行ないしは郡代のもとにあつて、年貢徴収の実務(御所務方)に携わった。ところが一六八七年(貞享四)の項に、「卯六月役替有之、竹村源之丞殿・永谷善右衛門殿・秋庭角右衛門殿此三人衆へ目付役・郡支配・御所務方・公事(裁判)共に被仰付、御年貢収納方大庄屋支配ニ成、御代官・御郡代共ニ悉ク上ル」と記され、郡支配者の権限拡大と組織の縮少、すなわち代官の引き上げが令されている。一六八九年(元禄二)には「大庄屋

所務相止、郡々ニ御代官極ル」となるのだから、大庄屋による年貢収納はわずかな期間だったわけである。しかしこのことによって代官の職務が分かり、それが大庄屋所務と近接しているのを知ることができよう。大庄屋制をしくために、藩は領内をいくつかのブロックに分けた。養父郡・気多郡・美含郡をそれぞれ二つずつ、出石郡は三つに分けた。出石郡の場合、出石町分、下郷、山之中である。このブロックの区域の変更は三回あった。第一回は一六九七年（元禄一〇）、第二回は天保七年仙石騒動による減知のとき、第三回は嘉永四年村替えのときである。出石郡の場合、下郷と山之中はさらに二つずつに分かれ、その場合の村々の組み合わせは、時代により若干異動がある。

#### 商人資本の農村進

小出英安襲封前後の寛文・延宝ころから、商人資本の農村進出が著しくなる。彼らは質地を集積する一方、新田開発によって土地を獲得する商人も現れた。その代表例が養父

#### 出と藩札の始まり

郡伊佐村の伊佐新田である。一六七四年（延宝二）に、出石藩医師春田休也の斡旋により浅間・宿南両村抱えの畑地を割いて新田に開発することを許された、京都在任の桜井右近・松屋八郎右衛門らが、一六八一年（延宝九）に完工検査を受けて完成した新田は、面積二二町四反六畝、高二二五石一八六合であった（『八鹿町史』）。

一六九二年（元禄五）ごろには、鉄屋十郎兵衛が長谷村沢地の開発を願い出て着工している。この地は旧高二四石六四二合であったが、寛永の検地において六三石九七八合が増石され、計一〇六石六二〇合とされた。しかし湿地のまま、作付けは思うにまかせぬありさまであった。十郎兵衛はこれを良田に仕立て上げ、年貢上納の地に変えるので、その支配を許されたいと願い出たのであった。おそらくこの地は年貢が課されな

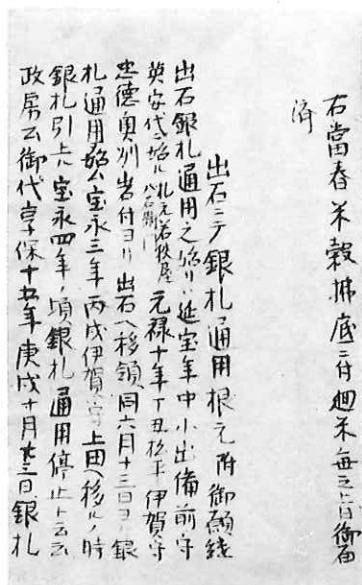


写真 185 銀札通用の記録(「子保山事」)

い荒地地だったので、長谷村民が入り込み、収穫があれば「もうけもの」といったような形で利用していたのではないかと思われる。そこを十郎兵衛が藩権力を背景に横取りしたのだから、農民の側に不平不満が積もる。伊佐新田も同様であった。それはやがて爆発する時がくる。

伊佐新田には京都の商人らが取り掛かる前に手掛け、おおよそ完成のめどを立てながら挫折していった人たちがあつた。一人は気多郡手辺村(日高町)の出石藩御用商人宗輔である。彼は春田休也とともに浅間・宿南両村抱え地の外の円山川沿いの荒地地開発を願ひ出て許され、一六七〇年(寛文二〇)から現在の八鹿町伊佐橋のあるあたりに井堰築造を試みた。しかし、二年続きで失敗し、止むなく井堰を現在の八鹿駅裏付近に築造、そこから用水路を伊佐まで導き、途中の難関舟山にはトンネルをうがつなどの計画に変更した。けれども宗輔一人の資金ではこれ以上の負担に耐えきれなく、仲間を求めていたところへ、出石町人若狭屋八右衛門

右衛門春田保山御用  
出石ニテ銀札通用根元御願錢

門が加入を申し出てきたので、これに勢いを得、一六七二年(寛文二二)に井堰築造と用水路掘削にかかった。ところがその年、またもや大洪水に見舞われ、井堰・用水路の重要部分ともごとそり洗い流されてしまった。加えて宗輔が老年のため健康をそこねて手を引くといひ出し、八右衛門も資金源者が一人となつては心もとなく思ひ、ついに断念してしまつた。この後、春田

休也は京都へとび、仲間を誘って連れ帰り、浅間・宿南両村民の抱え地の畑も含めての開発を願い出て許され、完成したのである。

若狭屋八右衛門は、初め出石藩士岡田八郎右衛門に草履取りとして仕えていたが、その後、魚屋町に店をもち、木屋八右衛門と称するようになった。ほどなく藩の御用商人となり、屋号を若狭屋に変更した。そして前述のように、伊佐新田開発仲間に加わり、挫折したのであった。その後、彼はまたまた新しい事業をもくろむ。銀札発行である。

一六七四年（延宝二）藩の許しを得て銀札発行を企て、自らはその最初の札元となった。なかなか才気のある人らしい。けれどもそれがかえって災いし、一六七八年（延宝六）、「京都御借金ニ付横道、午春打首、跡闕所、家屋敷被召上」（田井家「諸式覚日記」）の仕末となった。その監督が不十分であったという理由で、目付役杉原次左衛門は藩から暇を出され、浪々の身となった。これによって八右衛門札は廃絶しただろう。

しかし藩はこのあとを藩札に公儀札に切り換え、本町使者宿を札場に発行を継続した。宵田町池田甲子郎家に残る「万寛帳（大福帳）」によってこれが分かる。同家は一六八〇年（延宝八）に手辺の龍野屋与三兵衛（宗輔息子）から一五貫匁余の銀札を預かり、翌年には藤屋久右衛門・森嶋太兵衛らから六貫匁余を預かって使用している。この人たちが札元であったのだろう。そして池田家の貨幣による取り引き高のうち銀札で取り引きされている割合をみると、一六八〇年が約二割、翌年が三割、翌々年（天和二）が四割と次第に増加している。藩の支持が強まった結果であろう。ところが一六八五年（貞享二）、札場役人に任じられた山脇新助は、「腰ぬけ役仰せ付けられ残念なりとて生害」（前掲日記）したという。このころ以後に小出家が策定し、

入封後の松平家が再確認したとみられる一六九七年（元禄一〇）六月発令の定に、次のような条がある。

一、当領内札売買は、例えば銀壹貫匁を札場に持参したなら銀札壹貫拾匁を渡す。また札を銀に替える場合は、銀札壹貫貳拾匁持参に対し銀壹貫匁を渡す。

一、札場以外で銀と銀札を両替えすることを堅く禁ずる。

一、錢を遣う場合は六文まで、それより多く遣う者があつたなら見付け次第申し出よ。

一、銀を遣わない旨五人組連判の文書を提出し、これに背いた者は早速に報告せよ。もし銀を遣っている者を知りながら見逃し、外から知らされたなら、その者はもちろん五人組の他の四人までも越度おとど申し付ける。通報した者に対しては褒美ほうびを与える。

一、商売人その外、どんな人であっても、暫時でも逗留とらふする他所人に対しては、宿主あるいは請け人を通じて銀札を遣わせよ。もし理不尽を申し出る者があつて、そのままに捨ておいたなら、宿主・請け人を処罰するので、札遣いを拒否する他所人があつると、早々に奉行へ報告せよ。

などである。小出家の定を踏襲したものと考えられるので、ここに紹介した。しかし札場役に任じられて自殺する程の武士が現れた時代である。通用強制が先に立ち、その信用維持に対する努力は乱暴だったのであろう。養父郡広谷村元禄一〇年の庄屋引き継ぎ文書に、「延宝年中より御札遣被遊候砌ニ、御銀札度々捨候ニ付他国他領之者損失仕候」と記されている。

絶  
小出家の断

小出英安の代まではなお武断の性格が濃かったのであろう。英安の藩主時代には、四人の藩士が極刑の打ち首にあつている。一人は藩主の偽印をもって銀一貫匁を借金した武士で一

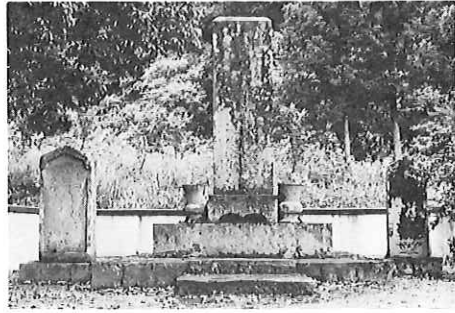


写真 186 小出英安墓(宗鏡寺)

六八五年(貞享二)に処刑された。また同年、庭番一人が江戸で不義を働  
き処刑、さらに一六八八年(元禄五)、桜井新右衛門・前田権右衛門の二  
人が打ち首になっている。理由は分からない。藩主に対してもあらわな  
反抗を表す者があった。一六八四年(貞享元)に、「殿様(英安)に恨みこ  
れ有る由にて」、南部吉右衛門(郡奉行)親子、山田六左衛門(家老)ら一  
二人の藩士が出石を退去、さらに一六九二年(元禄五)四月には老医師羽  
田元順が、英安病氣中に「無沙汰有之由にて閉門」、次いで暇を出され  
出石を去っている。英安は一六九一年(元禄四)一二月二六日、出石で没  
した。五五歳であった。宗鏡寺に葬られている。これから後、小出家は  
悪魔に魅入られたかのように、藩主の病死が相次ぐ。

翌年三月一日、嫡子大和守英益たまきが家督を継いだたまきが、その年の一〇月上旬病を得て倒れ、一〇日には不帰  
の客となった。英益には嗣子がなかったので、病中急いで大藪小出家英輝の弟英長を養子に願ひ出て許され、  
一二月一日に遺領相続がなされた。同時に播磨守に叙任される。大藪小出家の創始者英信は二〇〇〇石を  
分知されたのであるが、その嫡子英輝は相続にあたり、弟英長に五〇〇石を分け、自らは一五〇〇石を知行  
した。今度英長が宗家を継ぐことになり、五〇〇石は宗家に収められることになった。

英長は襲封の後、一六九三年(元禄六)六月初めて出石入りし、九月には経王寺において祝いの相撲すも興行を  
観覧し、城下はにぎわった。そして翌年には江戸へ在勤し、一月に長子久千代をもうけた。その知らせを

受けた出石城下の喜びはひとしおであった。そこへ、ほどなく英長重病の報が入り、急ぎ家老の一人が江戸へ出発するのと入れ替わりに、一二月一七日英長逝去が知らされた。城下は一転して暗い予感におののいた。一六九五年（元禄八）二月一四日に、久千代英及に英長の遺領相続が言い渡されたのであるが、このとき英及はわずか生後三か月の乳幼児であった。後見人には、小出権之助英直（土田）・小出内記英輝（大慈）・小出主膳英雄（倉見）の三分家が任じられた。

それから一年半ほど後の一六九六年（元禄九）八月になって、和泉国陶器藩小出家（一万石）が潰れる。同家は秀家の後、大隅守三尹―大隅守有棟―大隅守有重―玄蕃重興と続くのであるが、重興は嗣子のないまま三四歳をもって一六九六年四月九日に没した。死の床に臨んで弟重昌を養子にと幕府へ願ひ出たけれども、その許しが出ないうちに重昌もまた死んだ。ここに及んで陶器藩小出家は、八月一二日に所領を公収されて断絶した。美含・気多両郡の陶器藩領五〇〇〇石の村々は、幕府天領となつて生野代官所の支配下に属することになった。

同じ運命が出石藩小出家にも待ちもうけていた。元禄九年の伊佐新田地主の手記に、

「此節久千代様御病氣<sup>けいぢやう</sup>瘡<sup>かさ</sup>之由噂有之候、御役人中追々江戸へ下り登り、一切（説）ニハ早御逝去ニ而小出家潰候様と專悪説有之候、此節出石ニ怪異之事共有之候所ニ、終ニ十月二十二日御歳四歳（三歳の誤り）ニテ御早逝被成候。」

とある。家中の怪異な動きはかなり以前からあった。その二か月前の八月のことである。

「子（一八九六年）八月より御家中無役の衆、知行高百石五人扶持ニ被仰付、中間籤取ニ而三歩一、老年宛五人扶持、其内御奉公御免ノ筈」（田井家「諸式覚日記」）



写真 187 田井家「諸色覚日記」  
(豊岡市 田井和男氏蔵)

とを表しておりはしまいか。絶藩時の財政負担をいくらでも軽減したいとの意図から出たとも邪推できるからである。一方、断末魔の小出家中は、あらゆる策を用いて「お家継統」を図ったであろうが、その甲斐はなかった。それだからこそ、領内に次のようなうわさが流れたのであろう。

「此時権之助未御分地無之、久千代御早速ニ被成候得ハ、御自身ニ御家督渡ルト御心得御達被成候所、御老中様大名之子ハむさと死る物ニハ無之、此薬用候ハ一旦ハ蘇候と被仰候由、然共右之御心入故氣も付不申哉、最早埒明不申との御答、一家中権之助様家督願候得共、甥之跡叔父之相続例無之、終ニ御家潰申候」(伊佐新田開発地主手記)。

権之助とは土田領の小出英直のことで、彼は一六七三年(延宝元)に一五〇〇石の分知を受けて、土田小出家を創設した。したがって「いまだ御分地これなく」というのは当たっていない。しかし、英直以外のもっと若い人を養子候補に推していたなら、あるいは幕府の許可が得られていたかも知れないという思いが家中にあつて、前掲の手記のようなうわさが領内に広がったのかも知れない。ちなみに、英直はこの年四六歳であ

との令が出される。藩役所の役職に就いていない藩士たちは、おしなべて百石五人扶持、中間はくじ引きで三分の一を選び出し、その人たちは五人扶持を与えられ、やがては解雇されるというのである。財政きりつめ策にしても随分思い切った措置である。知行を減らされる藩士がかなりの数にのぼるはずである。この時点にこれ程の荒療治がなされたということは、久千代の容態が既に絶望的であったこ



った。

断絶時の騒

久千代逝去の報は一〇月二七日に出石へ届き、三〇日に総家中や領内に公表された。とたんに領内はわきかえった。手持ちの銀札が無効になる。急いで銀に替えようと、翌一月一日

擾

の夜明けが待ちきれず、午前五時ごろから出石の札場と札元鍋屋三郎右衛門宅に殺到した。けれども両所ともこれに応じない。いきりたった民衆は我勝ちにと家屋に踏み込み、手当たり次第に家財諸道具を持ち去った。それもなくなるとみるや家屋の打ち壊しにかかり、午前八時ごろにはつぶしてしまった。同日、手辺村の札元龍野屋与三兵衛（隠居太郎兵衛）宅にも民衆が打ち寄せ、近在に並びない大家を、蔵・隠居部屋・庭木ともども午後二時ごろにはすべて打ち壊してしまった。田井家「家事要録」によると、この日打ち壊された札元の家数は八軒であったという。

新田地主に土地を奪われた農民たちも怒りを爆発させた。一月一日の夜、養父郡浅間村・宿南村の村民約三〇〇人は、手に手にたいまつをかざし、棒を振るって新田伊佐村へ押し寄せ、家々の戸障子を打ち砕いた後、京屋と呼ばれていた地主たちの会所に集合し、それを取り囲んで氣勢をあげた。そして会所の裏表の両側からなだれ込み、諸道具を打ち壊し、夜半過ぎには家に火をかけて焼き払ってしまった。地主らは近くの農家の土蔵に隠れて難を逃れた。翌日浅間・宿南両村の村役人が地主を訪れ、新田帳面の引き渡し交渉を行ったが、京都へ帰った手代が持参したと伝えて応ぜず、やがて彼らも京都へ引きあげた。

長谷沢新田の鉄屋十郎兵衛家も、一月二日に襲われ打ち壊された。このころ沢地の開田はまだ完成していなかった。このため一六九六年（元禄九）の「出石下郡高石引地帳」に、長谷沢開きは新発の六石一五三合



写真 188 「出石下郡高石引地帳」  
(多田勝氏蔵)

のみが年貢納入対象地としてあげられ、十郎兵衛が開発を願  
い出た一〇六石六二〇合の分は記されていないのである(表  
63・四七一ページ)。そして十郎兵衛はこの打ち壊しを機に開  
田継続をあきらめ、長谷村を立ち退いた(田井家「家事要録」)。

なお、時代は下がるが、長谷沢新田のその後についてはこ  
こで述べておくことにする。未完成のまま打ち捨てられてい  
た所を、再び開発を希望して許されたのは出石宗鏡寺町米屋  
東右衛門であった。一七五六年(宝暦六)一月二八日に出した願書に、「開立候へば年々御見分被成下、御  
吟味之上来丑年より御年貢上納可仕候」といっているところから、一か年ではほぼ完成するめどをもっていた  
ことが分かる。長谷村は倉見小出家の領地であったが、沢地は開田後は出石藩領に組み入れられる。明和年  
間以降この地を支配したのは養父郡浅間村五三郎であった。彼が一八〇三年(享和三)に香住村文右衛門・小  
兵衛とこの地の所有をめぐる争った件については『神美村誌』に詳しい。さらに長谷沢新田の鉄屋十郎兵  
衛が襲われたと同じ日に、弘原中村の太郎兵衛は同村の新田地主沢原九郎左衛門宅へ押し入っている。弘原  
中村に八三石八八五合の田地をもつ沢原九郎左衛門は、伊佐新田地主同様藩権力を背景に弘原中村在住者の  
所持畑地を強引に譲り受け、新田に開発したものであろう。

以上のように、小出家断絶時に間髪を入れず襲われたのは、ことごとくが藩権力を背景に民衆を圧迫した  
とみられた人々であった。断末魔にこの騷擾さわぎの追い打ちをかけられた小出家中の胸中は重かった。しかし一

一月初めといえ、同年の年貢米納入の最中であるから、この時点での一応の締めくくりを急がねばならぬ。だいたい過半は一〇月中に村々の郷藏に納入するのが例になっていたから、久千代逝去を公表して数日中に、藩は村々に足輕を派遣し、郷藏を封印して回った。そして城明け渡しの日準備を急いだ。その間に家中が家族を連れ、それぞれ縁故を求めて諸所方々へと散っていく姿が毎日見られた。「この有様も当てられず、笑止千万なることどもにこれ有り」と伊佐新田地主は慨嘆している。

幕府代官出石

城を預かる

出石城請け取りを命じられたのは、丹波亀山城主久世出雲守重之(五万石)であった。その家中の警固のもとに、引き継ぎ業務執行と領内支配を預かる代官としては、大坂から小野朝之丞・石原新左衛門、勘定奉行として江戸から岩出瀬兵衛・能勢権兵衛、目付としては江戸から永田弥左衛門・西尾藤兵衛が派遣されることになった。一行は一六九六年(元禄九)二月五日出石へ到着、翌六日明け方に城を請け取った(田井家「諸式覚日記」)。さきの騒動で打ち壊しを受けた鍋屋三郎右衛門と龍野屋与三兵衛は、豊岡に逃れていたが、代官の到着を聞いて途中まで出迎え、そこで訴状を提出し、出石と手辺村のそれぞれの家へ戻った。訴状に基づいて取り調べが行われ、中心人物二名が捕えられて牢うらに入れられた。伊佐新田地主も京都から帰って代官に訴え出たのに対し、浅間・宿南両村村役人は、新田の地はもとも両村の抱え地であったのに理不尽にも京者に取られた、と主張して訴状を提出した。吟味の結果、両村の敗訴と決まって、村役人らは入牢申し付けられ、村人は壊した家を元どおりに建て直すことを命じられた。入牢者たちは翌年二月に釈放される。

両代官は、着任と同時に領内に御法度書ごほつどしょを令した。その全文は『神美村誌』に掲載されているとおりであ

る。領主家が替わること、この種の法度書が公布されるのは通例である。陶器領であつて生野代官所支配になつた美舎・気多郡村々には、生野代官秋山七郎左衛門が同年一〇月に、また後に述べる松平家・仙石家とも入封後直ちに公布している。小野・石原両代官引き継ぎ業務の中で、最も重要な決定の一つは、元禄九年貢米上納のための処置である。同年秋は意外の不作で、米値段は石当たり六二、三匁にもなつた。そこで村々は次々に年貢減額を願つて訴へ出た。これに対し代官は、封印時点までに納入された貢米は小出家中へ配分し、未納分の処置をもつて農民の要望にこたへた。すなわち小出家役人申し送りの帳面は破棄できないから、年貢高の変更はできない。その代わり御救いとして、未納分は石当たり銀三六匁の値段でもつて元禄一〇年春までに銀納せよと命じた。元禄八年の銀納値段が四八匁、元禄一〇年が四六匁であつたから、元禄九年の銀納値段は平常年に比べても格安の値段であつたことが分かる。田井家「諸色覚日記」に「御代官様御手代之内松島條右衛門殿松島専右衛門殿と云発明人有り、並ニ岩出瀬兵衛様御勘定頭之由」にてこのようになつたと喜んでゐる。

小出家中が去つて空き屋敷となつた城外一二七軒については、一二月一四日、町内の名主庄屋ら九名が兩代官手代と立ち会い、建具・畳などを引き継ぎ帳面との照合で相違ないことを認めたらうえ、以後の警固は町中に命じられた。なお『但馬史』4において、元禄九年の安石代決定者は、小出家役人と述べているけれどもそうではないのでここで訂正しておく。

#### 出石下郡減

小野・石原兩代官が出石領を預かつていたとき、年貢減額を願つて訴へ出た村々の訴状の一免嘆願書

つの案文(下書き)が、丸谷村(丸中区)に残つてゐた。それには小出家支配末期の農民の苦渋



写真189 嘆願書案文・部分 元禄10年(多田勝氏藏)

ぶりがにじみ出ている。少し長文になるけれども、全文の読み下し文を次に掲載しておこう。

一 恐れながら書付を以て言上仕まつり候、

出石下郡(下郷)村々百姓どもにて御座候、然れば百姓困窮仕まつり候段、年々御免相立毛不相応の御高免の次第、そのほか小物成等の訳、果て始まりの百姓にて御座候故、恐れながら書付相認め去る冬(元禄九年末)

大庄屋を以て指し上げ候ところに仰せ出だされ候は、立毛御検分も成らせられざる御義、殊に、先御役人(小出家役人を指す)立毛検分のうえ出し置かれ候御免状の義、強く御訴訟申し上げ候はば、曲事に仰せ付けらるべしとの義御意遊ばされ候段、恐れながら承知仕まつり候、然るうえ続いて御訴訟申し上げ候義、百姓式(職の意か)として御公儀様を掠め奉り候ように思し召し上げられ候えども、百姓つらつら潰れきり申し候躰、何れの代に御上聞に達し奉るべきか、仕様ござ無く候間、御慈悲と思し召し下され、百姓困窮の次第恐れながら聞こしめし下され候ように願ひ上げ奉り候、

一、十六年以前(天和元年)すべて御領衆御高免に付き御訴訟申し上げ候えば、御定免に成られ御請け仕まつり候、然るところに、それより以来段々御免相お上げ成られ候うち、御代々御勝手御

不如意、又は御物入に付き、一作切り立毛善悪にお構いなく御合力免と仰され、五歩・七歩ずつ御上げ成られ候えども、終にその免相お引き下げも成られず、迷惑に存じ奉り候、殊に去々年(元禄八年)悪作に付き、去夏(元禄九年夏)百姓ききんにおよび、田地漸々よきよに作り立て候えども、御免相御用捨とて成られず、諸向き御高免に仰せ付けられ、去年までおよそ壹寸五、六歩の上り御座候故、年々御未進大分出来仕まつり候に付き、毎年当下郡より奉公人百人余ずつお抱え成られ、この給米にて大分御年貢に立用(当てること)下され、又は延べ米に成られ御取り成られ候故、あるいは方々へ田地質物に書き入れ借り米いたし、あるいは人のいとなみを以て納入、相残りは翌年の早稲米にて漸々御上納仕まつり来り候、ただ今年内安き心もござなく候て迷惑仕まつり候、

右の通りに御座候に付き、村々つらつら困窮仕まつり、二十年以来に下郡村々にて大小の百姓大分田畠にはなれ、水役(水呑のこと)に罷り成り、相残る百姓も右の通り故、田地諸方へ質物に入れ候ところに、当年切り、取りきり申すべき旨貸し方よりさいそく仕まつり、迷惑に存じ奉り候、

去る子歳(元禄九年)御免定の儀御検分の前後、数度の洪水、立毛水押しに罷り成り、速くはえ稲(倒伏して穂が発芽した稲)に罷り成り、取実(収穫)もござ無く、ききんかれこれに付き迷惑仕まつり候ところ、例年の増御高免仰せ付けられ候に付き、百姓得心こころ仕まつらず、御免状御出し候えども、そのまま先御奉行所(小出家奉行所)へ返上申し、御訴訟に及び罷り有り候内に、御城主様(小出久千代英及)御逝去に付き、その俣打ち過ぎま申し候、御代かわり申さず候とて、右の御免定お請け仕まつる覚悟にては御座無く候、

一、茶、桑御年貢の儀、先年より数度御訴訟に及び申し候ところ、茶下地御年貢少しは御用捨成られ候えど

も、大分の御年貢故なんとも迷惑仕まつり候、茶下・桑下地の分は曾て作り毛御座無く候ところに、佃つくだにお取り付けられ、かたがたもって迷惑仕まつり候、この段御赦免願い奉り候、

一、夫米の儀、物成高百石に付き七石五斗ずつ上納仕まつり、毎年所々の御国役普請として、夫役過分に申し申すうえに、大分の夫米重々指し上げ申す儀、迷惑に存じ奉り候、この御了簡りようけんをもつて御物成御用捨願い奉り候、

一、山手かこ役、自今御赦免願い奉り候、

一、山島御年貢の儀も御赦免願い奉り候、

一、かくの如く御訴訟申し上げ奉り候村々に、札銀拾貫匁余滞とどこおり申し候、前々通り、札取り遣い御座候え、ば、御年貢三百石代ほどこれあり候ところに、過分の儀にて当上納方の不足に罷り成り迷惑仕まつり候、一、百姓屋敷ならびに麻島義ただいまも只今までは、すすみ(上昇の意だらう)に御年貢仰せ付けられ迷惑仕まつり候、島成りに成し下され候様に願い奉り候、

右の通り、御免相は高く、諸色田島の上に御座無き物まで御取り成られ候故、百姓どもひとつとつべれ切り迷惑に存じ奉り候、当御年貢御取り切り遊ばされ候え、いよいよ田地にはなれ、村々亡所同然に罷り成り候間、恐れながら此度御慈悲願い上げ奉り候、以上 (多田勝家文書)

注(一)内ならびに・・・を付した語句は筆者が挿入

嘆願書の史  
料的価値

この文書には、年号・宛先・嘆願者名のいずれも記してないから、実際に提出されたもの  
控えであるとは考えられない。まったくの案文である。にもかかわらず内容はきわめて史料

性に富んでいる。その信びよう性を証明するために、記載諸事項を検討しよう。まず作製年月を推定しておきたい。

出石藩歴代藩主の中で、子年に死亡した人を探してみると、小出家最後の藩主小出久千代英及のほかにはなかった。そこで、この文書は一六九七年（元禄一〇）の正月から四月までの間、つまり松平家が城を請け取るまでの間、出石城を預かっていた小野・石原両代官の在任中に書かれたもの、とみて全体を読みとおしてみると、よく意味がとおってくる。

一六年以前は一六八一年（天和元酉年）にあたるが、この年の秋は凶作であったから、翌<sup>いぬ</sup>戌年春において「戌の春（天和二年）飢饉にて、死人大分これ有り、其秋は満作にて米値段二五匁より六、七匁まで」

「村々困窮の由、聞こし召し上げられ、戌春、出免二十年平均に成し下され、当村（香住村）田方五ツ二歩に成る。綿目五ヶ一の御用捨有り」

と田井家「諸色覚日記」に記されている。そして一六八五年（貞享二）の項には

「御所望免と仰せられ、村々出免五歩ずつ上がり、当村（香住村）五ツ七歩に成る」

とある。丸谷村文書にはこれが御合力免と記され、ともに領主がわの希望ないしは依頼の形で、貢租率上昇のはかられたことを物語っている。以上のように丸谷村文書の作製年月を元禄一〇年春におくと、他村に残る史料記載の史実、年月ともよく一致してくるのである。そのうえで、あらためて文書を読みなおし、小出家断絶時の村々のようすをのぞいてみたいと思う。

まず貢租の重圧によって田畑の質入れが増加してきていることである。その始期は元禄一〇年から二〇年



以前の時点と記されているから、一六七八年（延宝六）ごろということになる。前にも述べたように、このころから商人資本の農村進出が目立ちはじめ、町方商人らの質地集積が進行していく。このことについては次の項にくわしく述べるが、その始期について丸谷村文書は、はっきり一つの証明を与えていることになる。賃入れ増加を引き起こした原因として貢租の重課をあげているが、その過酷さは驚くばかりである。納めきれない農民たちは侍屋敷に奉公し、その給金をもって未納分の補いにあてたとはい、まさしく農奴である。

延べ米というのも但馬内の他地域ではあまり聞きなれない言葉である。『郷土史辞典』に、「延べ米とは付加税の一種、出目米ともいう。元和（一六一五）以前においては租米を柘に山盛りして量ったので、三斗五升入りの俵に実際は四斗ほども入ったが、一六一六年（元和二）本石三斗五升入に、付加米として二升を加え三斗七升を一俵とした。この二升分を延べ米という」と記されている。これは『地方凡例録』を典拠に叙述されているのである。ところが、丸谷村文書における延べ米はこの用例とはまったく異なっている。今年完納できない分を三か年賦あるいは五か年賦で納める、つまり完納延期を意味するのである。これは侍屋敷へ労役を提供した恩典として許されたように、丸谷村文書は伝えている。農民の間には憤まんがうっ積していたに違いない。それが小出家断絶のとき、はげしく燃え上がり、札幌のうち壊し、新田地主の襲撃へと爆発したのである。

無効となった銀札手持ちの不満を述べているところにも興味がある。下郷一帯でこれが一〇貫匁余もあり、上納にあてることが許されるなら米三〇〇石にもあたらうかと、口惜しそうに述べている。

ついでに、この文書がどうして丸谷村に残っていたかについて考察を付け加えておきたい。次の項でしば

しば引用する「元禄九年、出石下郡高石引地帳」(多田勝家文書)には、出石郡下郷村々全部について、村ごとの貢租高とその内訳が記載されているが、その末尾に、「丸谷村大庄屋六右衛門」と記されている。大庄屋であったから、このような総括的な帳簿作製が必要であった。またこれに関連してさきの嘆願書は作製され、元禄一〇年春の小野、石原両代官に対する年貢減額運動は、大庄屋を先頭にして展開されただろう。つまり丸谷村多田六右衛門が、元禄九〜一〇年ごろ大庄屋であったから、さきの文書は丸谷村に残ったとみるのである。

松平忠徳の 一六九七年(元禄一〇)二月一日に、出石領は武藏国岩槻領主松平伊賀守忠徳(ただの)(のち忠周ちか)が拝

入部 領することに決まった。領知は小出吉英拝領地五万石か

ら倉見(二〇〇〇石)・大藪(二五〇〇石)・山本(二〇〇〇石)・土田(二五〇〇石)の小出家領六〇〇〇石と出石郡矢根銀山付き村々一〇〇〇〇石を差し引いた高に、陶器領主小出重興の気多・美含郡の遺領五〇〇〇〇石を加えた四万八〇〇〇〇石であった。出石郡奥矢根・口矢根・唐川・木・太田市場・中山の六か村が矢根銀山付き村々として、生野代官所支配に替わったのはこの時である。一部が居残って残務整理にあたっていた小出家役人も、二月二六日には全員が出石を退去した。そして四月六日には松平忠徳が入国して城を請け取り、前年来騒がしかった城下はこの日を限りに「沸湯に水をさしたる如く」(田井家「家事要録」)静かになったという。



写真 190 延べ米証文・正徳4年 (多田勝氏蔵)

忠徳は入部に先立って、本丸の石垣が孕はらんでいて危険だとして、家中の侍屋敷を応急に改修し、屋形としてこれに入り（『松平家譜』）、のち三の丸に御殿を建てて対面所と称し、一七〇二年（元禄一五）これに移る（『校補但馬考』）。以来、対面所は歴代出石城主の居館となった。本丸が日当たりが悪く湿気の多い地であり、小出氏の余りにも不気味な断絶ぶりに居所とするのを嫌ったのであろう。松平家支配に替わってから目立って変化したことの一つは貢納制度である。これについては次項で述べることにする。

## 2 貢納制度の確立と寄生地主制の成立

**但馬の太閤** 但馬の太閤検地実施については、城崎郡日高町頃垣ころがきと栃本とちもとに残る「宝永三年指出帳」に「羽  
**検地** 柴美濃守様御検地之由承伝候へ共、御水帳無御座候故、反別石盛不奉存候」、また美方郡温泉

町奈良家一八二六年（文政九）の記録に「文禄三年午、二方郡五十四ヶ村太閤様御検地に而御座候」とあって、太閤検地が行われたことを伝えている。出石町域内には、それを裏書きする史料は残っていないが、豊岡市には天正一九年八月の「御検地帳面伊賀谷村」、また文禄五年九月の「鎌田久々井分名寄帳」が残っている（『豊岡市史』上）。さらに養父郡養父町餅耕地もちこうちには、文禄四年九月の「持河内村名寄帳」等がある（朝日祥雄家文書）。

これらはいずれも田畑について品等を示していないが、一筆ごとに反当石盛りを算出してみると、「持河内村名寄帳」では表51に見られるように、田は八段階、畑は七段階に分けられている。そして村高一・二石二七〇合のうち、二三石一一五合は大豆で計上されているところから、『兵庫県史』第三巻に「この名寄帳

第1節 近世前期の出石

表 51 天正・文禄期の石盛り段階

文禄四年 久々比 城崎郡鎌田 々々分名寄帳		文禄四年 養父郡餅耕 地村名寄帳		天正一九年 気多郡伊賀 谷村検地帳		石盛り 段階
畑	田	畑	田	畑	田	
	○		○	○	○	14 <sup>+</sup>
	○		○		○	13
	○		○		○	12
	○		○		○	11
○	○		○	○	○	10
	○		○		○	9
	○		○	○		8
	○	○	○		○	7
	○	○	○	○		6
		○	○			5
		○	○			4
		○	○			3.5
		○	○			3
		○	○			2.5
		○	○			2

は文禄三年に太閤検地が行われ、それに基づいて作製されたものとするには多少問題があり、文禄以前の古い検地帳によって作製されたものようである」とと解されている。これに比べて、「伊賀谷検地帳」・「鎌田久々井分名寄帳」は品等の段階数が整

理され、出石藩が行った近世初期の検地の石盛りと品等の段階数がほぼ一致している。また「持河内名寄帳」には、畝以下の面積が記されているのは一筆もないが、「伊賀谷検地帳」・「鎌田久々井分名寄帳」には、歩まで記されている。このことから、伊賀谷・久々井のそれは太閤検地の結果を表しているとみてよいだろう。

では、その検地の年はいつだったろうか。二方郡高末村(美方郡浜坂町)には、「文禄三年水帳」が残っている。奈良家の記録とこの水帳とから、二方郡では一五九四年(文禄三)に行われたことが明らかになってくる。城崎郡では「伊賀谷村検地帳」から一五九一年(天正一九)ではなかったかと考える。この年の前後に気多郡・出石郡でも行われただろう。気多郡頃垣・栃本村の指出帳が、このことを物語っている。そして、太閤検地するとき検出された石高をもって、近世初期但馬の大名封地の所領高は表されたと考えるのである。で